

# 東御市結婚新生活支援事業のご案内



東御市で新生活をスタートさせる新婚世帯に対し、  
家賃や引越し等の費用の一部を補助します。

 補助額 夫婦ともに39歳以下：上限30万円  
ただし、夫婦ともに29歳以下：上限 60万円



## 対象者

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に新規に婚姻した世帯
  - 夫婦ともに婚姻日時点で39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯
  - 本市に住民票がある世帯  
次のいずれにも該当すること
  - 公的制度等で家賃補助を受けていないこと
  - 市税の滞納がないこと
  - 賃貸借契約の名義人であること
  - 新規の住宅取得に係る売買契約の名義人であること
  - 住宅リフォームについて、国の他の住宅に係る補助制度と併用していないこと
- 【重要！】貸与型奨学金の返済をしている方はお申し出ください

## 補助対象経費



- ☆住宅の賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ）
- ☆住宅の取得費用（建物の購入費のみ）
- ☆リフォーム費用（住宅の機能の維持又は向上のために行う修繕 等）
- ☆引越し費用（引越し業者又は運送業者への支払い代）

## その他

- ❖一世帯あたり申請は一回です
- ❖予算額に達した時点で受付を終了します。
- ❖手続きには必要書類が多くあり、支払いまでに時間がかかります。  
早めにご相談をお願いいたします。

